

地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（年金、医療及び介護並びに少子化に対処するための施策）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとする」とされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として広く充てることとしています。

平成28年度 歳入 増収見込額 3億2,000万円

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳	
			特定財源	一般財源
社 会 福 祉	障がい者福祉 ・ 障害者自立支援給付等事業 など	1,006,474	732,266	274,208
	高齢者福祉 ・ 高齢者社会参加活動事業 など	229,350	91,972	137,378
	母子福祉 ・ 児童家庭相談援助事業 など	7,872	1,278	6,594
	生活保護 ・ 生活保護扶助事務など	1,222,450	959,837	262,613
	その他 ・ 総合福祉センター管理運営事業 など	135,452	56,492	78,960
社 会 保 険	・ 国民健康保険事業特別会計繰出事業 ・ 介護保険事業特別会計繰出事業 ・ 後期高齢者医療特別会計繰出事業 ・ 後期高齢者医療事業 など	1,356,020	255,041	1,100,979
保 健 衛 生	医療 ・ 病院事業会計繰出事業 など	1,930,552	420,668	1,509,884
	感染症その他の疾病予防対策 ・ 予防接種対策事業 など	60,779	4,747	56,032
	健康増進対策 ・ がん検診事業 など	213,870	51,453	162,417
	その他 ・ 親子健康教育事業 など	22,028	2,778	19,250
子 育 て	・ 児童手当支給事業 ・ 子どものための保育給付費支給事業 ・ 子どものための教育給付費支給事業 など	1,602,409	952,485	649,924
合 計		7,787,256	3,529,017	4,258,239

※上記の社会保障関係費には、事務費等も一部含まれていますが、引き上げ分の地方消費税収は、事務費や職員の人件費には充てないこととされています。